

美濃加茂市と岐阜医療科学大学との連携に関する包括協定書

美濃加茂市（以下「甲」という。）と岐阜医療科学大学（以下「乙」という。）は、相互の発展のため連携協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が多様な分野で包括的に連携協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる分野について連携するものとする。

- 一 保健および医療の充実に関すること
- 二 人材育成に関すること
- 三 まちづくりに関すること
- 四 教育、文化及びスポーツの振興に関すること
- 五 その他前条の目的を実現するために必要な分野に関すること

（連絡調整窓口）

第3条 甲と乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議するものとする。

（協議事項）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく連絡協力の具体的内容及び成果の利用条件その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

（情報等の秘密保持）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく連携協力に当たり知り得た情報について、事前に相手方の同意を得た情報等以外の情報等を第三者に対して開示し、または漏洩してはならない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日の2ヶ月前までに甲乙のいずれからも解除の申入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めない事項または、本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成30年2月27日

甲 岐阜県美濃加茂市太田町 3431 番地 1
美濃加茂市

市長



乙 岐阜県関市市平賀字長峰 795 番地の 1
学校法人 神野学園
岐阜医療科学大学

学長

